

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

(新設)

|  |                 | 担当課  | 砂防課 | 検索番号 | 3 |
|--|-----------------|------|-----|------|---|
| 法令名  | 地すべり等防止法        | 根拠条項 | 18条 |      |   |
| 許認可等   | 地すべり防止区域内の行為の許可 |      |     |      |   |
| (根拠規定)   |                 |      |     |      |   |
| (行為の制限)  |                 |      |     |      |   |
| <b>第十八条</b> 地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。   |                 |      |     |      |   |
| 一 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為(政令で定める軽微な行為を除く。)  |                 |      |     |      |   |
| 二 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為(政令で定める軽微な行為を除く。)  |                 |      |     |      |   |
| 三 のり切又は切土で政令で定めるもの   |                 |      |     |      |   |
| 四 ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの(以下「他の施設等」という。)の新築又は改良  |                 |      |     |      |   |
| 五 前各号に掲げるもののほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの  |                 |      |     |      |   |
| 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、当該許可の申請に係る行為が地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものであると認めるときは、これを許可してはならない。                                  |                 |      |     |      |   |
| 3 都道府県知事は、第一項の許可に、地すべりを防止するため必要な条件を附することができる。  |                 |      |     |      |   |
| (許認可等の基準)  |                 |      |     |      |   |
| 行政手続法の施行に伴う地すべり等防止法における処分の審査基準等の策定について<br>(平成6年9月28日付け河傾発第44号河川局長通知)   |                 |      |     |      |   |
| 3 法の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について   |                 |      |     |      |   |
| (1) 審査基準について   |                 |      |     |      |   |
| イ 第一八条(行為の制限)  |                 |      |     |      |   |
| 地すべり防止区域内における行為内容が当該地すべり防止区域の現状から判断して、地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものでないこと。  |                 |      |     |      |   |
| 地すべり等防止法の施行について<br>(昭和33年5月27日付け建発河第90号建設事務次官通達)   |                 |      |     |      |   |
| 第八 地すべり防止区域及びばた山崩壊防止区域における行為の制限  |                 |      |     |      |   |
| 一 地すべり防止区域及びばた山崩壊防止区域における行為の制限は、法第一八条及び第四二条に規定するところであり、これは、地すべり及びばた山の崩壊の防止上極めて重要なことであるから、厳正に行うべきであるが、反面不当に国民の権利を制限するものであつてはならないこと。 |                 |      |     |      |   |

二 地すべり防止区域及びぼた山崩壊防止区域における行為の制限については、次の要領に従って措置されたいこと。

- (1) 法第一八条第一項各号は、それぞれ別個の観点から制限行為を規定しているものであるから、二以上の号に該当する行為について処分をしようとするときは、それぞれの観点から検討しなければならないこと。たとえば、二メートル以上の土地の掘さくをして新たに井戸を設け、かつ、一馬力をこえる動力を用いて地下水を汲み上げる行為については、地下水を汲み上げることは支障がなくても、掘さくすることが支障があれば、許可を与えてはならないこと。
- (2) 鉱業権者又は租鉱権者が鉱物を採掘するために地すべり防止区域外から坑道を掘進して地すべり防止区域内に及ぶ場合は、当該行為は一般的には法第一八条第一項第一号に該当する行為であるから、許可を受けるよう指導すること。ただし、すべり面よりおおむね五〇メートル以上の深さにおける当該行為は同号に該当しない行為であること。  
なお、地すべり防止区域内における豎坑については、法第一八条第一項第一号及び同項第五号(令第五条第三項)に該当する行為として許可を要する行為であること。
- (3) 地下水を汲み上げる行為のうち、地すべり防止区域の指定の際別に示すところにより都道府県知事がすべり面の深さ及び地下水の状況を勘案して指定する一定の深さ以上のところから汲み上げる行為については、法第一八条第一項第一号に該当しない行為として取り扱うこと。
- (4) 電らん、発電用導排水管及び暗渠排水管は、令第四条第一項第三号に規定する「これらに類する物件」に該当するものであること。
- (5) 直径三五センチメートル以下のボーリングは、原則として令第五条第三項第一号の掘さくに含まれないが、法第一八条第一項第二号の制限行為には該当すること。ただし、水の浸透しない地質の土地におけるボーリング又は水の浸透を防止する工法を用いるボーリングは、一般的には、地表水の浸透しない軽微な行為と認められるから、法第一八条第一項第二号の許可に当つて、その旨を十分考慮して行うこと。
- (6) 令第四条第一項第四号及び同条第二項第六号の規定により都道府県知事が指定する軽微な行為は、それぞれ同条第一項第一号から第三号まで及び同条第二項第一号から第五号までに掲げる全国一律に規定できる行為以外の行為であつて、地すべり防止区域の状況を勘案して指定するものであり、行為制限の趣旨を十分考慮して行われたいこと。
- (7) 令第五条第二項第三号、同条第三項第一号及び第二号により都道府県知事が指定する載荷重又は距離は、地形、地質その他の地すべり防止区域の状況を勘案して、地すべりの防止上支障のおそれのある範囲内でなければならないこと。
- (8) ぼた山崩壊防止区域における制限行為のうち、法第四二条第一項第五号に規定する鉱物を掘採する行為は、鉱業権者又租鉱権者が鉱業法及び鉱山保安法の規定により十分な監督を受けており、また、地下における掘採は、本質的にもぼた山の崩壊を助長し、又は誘発するおそれは極めて少いものと認められるから、法第四二条第一項第五号の規定の運用に当つてはその点を十分考慮すること。
- (9) 森林法又は砂防法の規定による許可を受けた行為であつて法第二〇条第一項の規定によつて本法の許可を受けることを要しないものは、それぞれ森林法及び砂防法の許可の内容となつている行為のみに限られ、許可の内容となつていない行為、許可を受けた行為に関連する他の行為、又は許可を受けた行為をするための他の行為を含まないこと。
- (10) 電気工作物の設置について、当該行為が地すべり等防止法、砂防法又は森林法の許可を要するものであつて、かつ、河川法による許認可を必要とするときは、関係部局間で連絡を

とり地すべり等防止法、砂防法又は森林法による許可と河川法による許認可とを同時に行うこととし、許可申請者に必要以上の手数をかけぬよう配慮すること。

(11) 鉱業に関する行為について、法第一八条第一項又は第四二条第一項の許可の申請があつた場合において、当該申請について条件付許可又は不許可の処分をしようとするときは、あらかじめ、その理由を附して所轄通商産業局長に協議し、その意見を整えた上、その処分を行うこと。

(12) 河川法の適用を受けない電気工作物の工事の実施についての法第一八条第一項の許可の申請があつた場合には、所轄通商産業局長に十分連絡し、その意見を反映するよう措置すること。

(13) 土地改良法の規定による土地改良事業の計画に係る一連の行為又は電気工作物の工事の実施に関し、法第一八条第一項の許可を必要とする場合には、これらの事業の計画に基いて一括して許可申請することを認めるものとし、同項の処分も一括して行えるよう関係部局間において十分連絡をとるものとする。

なお、土地改良事業についての同項の処分は、当該事業の計画の認可の時期との関係を考慮して敏速に行うこと。

(14) 法第一八条第一項又は第四二条第一項の許可の申請書には、少くとも行為の目的、内容、期間、場所、方法及び理由を記載するよう指導すること。

(その他)